

●香川県告示第430号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、高松東部加入区について、平成20年香川県告示第410号による保険に付すべき義務は、平成24年9月8日限り消滅したので、告示する。

平成24年9月11日

香川県知事 浜 田 恵 造